

# 第3次 小矢部市障害者福祉計画(概要版)

## 1 障害者福祉計画とは

- ・本計画は、障害者基本法に基づき、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。  
法制度の変更や社会情勢の変化を踏まえた障害者施策の総合的な推進指針として策定する計画です。

## 2 計画の位置付け

- ・本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画であり、上位計画である「第7次小矢部市総合計画」や「第3次小矢部市地域福祉計画」との整合性を図るとともに、保健、福祉などの関連する他の計画、さらに国や県の各種計画との整合を図りながら、本市における障害者施策を推進する基本的な計画となるものです。

## 3 計画の体系

### ●基本理念

#### 「共に生き、共に支え合いながら自分らしく暮らし続ける」

- ・障害と障害のある人への理解を深め、障害の有無によって分け隔てることなく、誰もが役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域や自らが望む場で生涯にわたって安心して暮らし続けられる地域づくりを推進する基本的な方向を定めるものとします。

### ●基本方針

#### 基本方針Ⅰ ともに支え合う人や地域をつくる

- ・地域共生社会の実現に向けて、障害のある人も無い人も、お互いを認め合い、尊重し、支えあいながら暮らすことのできる地域をつくりまします。

#### 基本方針Ⅱ 安心して暮らせるまちをつくる

- ・高齢者、障害のある人などの自立した日常生活及び社会生活を確保するため、利便性及び安全性の向上の促進を図ることや支援体制の整備などにより、安全で安心して暮らせるまちをつくりまします。

#### 基本方針Ⅲ 自分らしく生活するしくみをつくる

- ・障害のある人が地域の一員として、能力や可能性をのばし、その適正に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるようなしくみをつくりまします。

## 4 計画の期間

本計画の期間は、2019（平成31）年度から2023年度までの5年間とします。なお、障害に関する法律や制度が変更されるなど、障害のある人を取り巻く環境が大きく変化した場合には、計画期間中でも見直しを行い、本計画が有用・有効であるよう努めます。

## 5 計画の推進について

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境などのさまざまな分野にわたっており、庁内関係部局、関係機関・団体、障害のある人などと連携を図りながら、計画の総合的、効果的に推進します。

このため、障害者施策のPDCAサイクルを活用し、実行、見直しを行います。

## 6 計画の内容

### I ともに支え合う人や地域をつくる

1) 障害と障害者に対する理解と交流の推進	①啓発・広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害者週間」を中心とした広報・啓発活動の推進</li> <li>・【新規】ヘルプマークなどの理解・普及</li> <li>・社会福祉協議会のケアネット活動など自主的な活動の推進</li> <li>・障害のある人やその家族の交流の支援</li> </ul>
	②福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所、小中学校などでの取り組みの推進</li> <li>・社会福祉大会の開催の支援</li> </ul>
	③ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアセンターの運営支援</li> <li>・手話・音訳・傾聴などの講座の充実</li> <li>・児童・生徒のボランティア活動の推進</li> </ul>
	④アクセシビリティに配慮した情報共有・意思疎通支援の充実【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【新規】情報のアクセシビリティの向上推進</li> <li>・【新規】意思疎通支援を担う人材の育成・確保や支援機器の提供充実</li> <li>・「障害者福祉ガイドブック」や市ホームページなどによる情報提供</li> </ul>
2) 社会参加活動の推進	①共生型スポーツの推進【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【拡充】スポーツ施設のバリアフリー化</li> <li>・障害者スポーツ大会の開催や参加支援</li> <li>・【拡充】ニュースポーツなどの教室の開催</li> <li>・【拡充】気軽にスポーツ活動に参加できる機会づくりの推進</li> </ul>
	②芸術文化活動等の推進【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種文化活動の情報提供</li> <li>・【新規】アールブリュット作品の紹介や取り組み</li> <li>・【拡充】障害のある人や障害者団体による芸術文化・レクリエーション活動支援</li> </ul>
3) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待防止	①障害を理由とする差別の解消の推進【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【新規】障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みの推進と相談・支援</li> <li>・小矢部市職員に対する障害の特性などの理解と適切な対応の推進</li> </ul>
	②権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活自立支援事業の普及・広報支援</li> <li>・成年後見制度の普及・啓発と利用支援</li> </ul>
	③虐待の防止【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者虐待防止センターにおける虐待の通報受付や状況確認と解決支援</li> <li>・【拡充】障害のある子どもの子育てを行う保護者に対する相談などの支援</li> </ul>

### II 安心して暮らせるまちをつくる

1) 住みよい生活環境の整備	①住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が住みよい住宅改善支援事業補助金及び在宅重度障害者住宅改善費補助金による住宅バリアフリー化の推進</li> <li>・住宅改修・リフォームの資金助成などの周知</li> <li>・【拡充】障害者などが安心・安全に住むことができる居住の支援</li> </ul>
	②アクセシビリティに配慮した交通・移動手段の整備【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営バスのルート、移動手手段の整備、バス停及び時刻表など利用者にわかりやすい表記改善</li> <li>・同行援護、行動援護、移動支援事業などの充実</li> <li>・【新規】パーキングパーミット制度の周知</li> </ul>
	③公共施設等におけるバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進</li> <li>・公共施設などのバリアフリー化の状況の把握</li> </ul>
2) 防災、防犯等の推進	①防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【拡充】避難行動要支援者の個別支援計画の策定</li> <li>・【拡充】「小矢部市 防災・緊急メール」の周知</li> <li>・【拡充】小矢部市総合防災訓練における障害のある人の視点での避難誘導訓練</li> <li>・災害時の避難誘導やボランティア活動の普及啓発</li> </ul>
	②防犯対策の推進【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域見守りネットワーク活動の促進</li> <li>・【拡充】消費者トラブルの被害の防止と被害からの救済の情報提供</li> <li>・犯罪被害の防止と早期発見</li> </ul>

### III 自分らしく生活するしくみをつくる

1) 健康づくりへの支援	①予防と早期発見の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健康診査、産婦健康診査、産後ケア事業などの実施</li> <li>・乳幼児健診の充実による障害の早期発見や早期対応及び合併症や二次障害の予防</li> <li>・「子育て世代包括支援センター」の設置</li> <li>・特定健康診査、健康診査事業などによる疾病予防、早期発見・早期治療</li> <li>・生活習慣の改善及び予防に向けた特定保健指導、健康教室、健康相談、訪問指導事業などの実施</li> <li>・【新規】自殺防止対策の推進のための相談支援体制の充実</li> <li>・統合失調症や気分障害などの理解促進や、早期治療、相談事業の啓発</li> <li>・発達障害のある人の理解推進</li> </ul>
--------------	-------------	--

	<p>②地域療育体制の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【拡充】障害のある子どもや保護者に対する早期からの継続的な療育支援体制や相談支援体制の充実</li> <li>・【新規】医療的ケア児等に対する保健、医療、福祉などの関係機関による支援体制の構築</li> <li>・【拡充】地域での自立に向けた生活を営むことができるよう、医療等関係機関との連携の推進</li> <li>・精神障害のある人について、入院医療から地域生活への移行促進</li> <li>・精神障害のある人について、医療・福祉・保健など関係機関による支援体制の構築による在宅生活の継続支援の推進</li> <li>・「めるへん在宅あんしんネットワーク」の運営・推進支援</li> </ul>
	<p>③保健・医療サービスの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療制度や公費負担医療制度、重度心身障害者などに対する医療費助成制度の普及と適切な運用</li> <li>・医療費助成などにおける障害種別によるサービスの平準化</li> <li>・地域で自立に向けた生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉分野の関係機関との連携の推進</li> </ul>
<p>2) 福祉サービスと相談支援体制の整備</p>	<p>①福祉サービス等の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人が必要とする質の高い障害福祉サービスを円滑に提供できる体制整備</li> <li>・自宅や共同生活援助（グループホーム）などへの地域移行の推進</li> <li>・砺波地域障害者自立支援協議会における障害福祉のシステムづくりの協議</li> <li>・【新規】障害のある人の地域生活を地域全体で支えるための砺波圏域での面的整備</li> <li>・【新規】「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を小矢部市、砺波市、南砺市の圏域での構築</li> </ul>
	<p>②相談支援体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内、砺波圏域の相談支援事業所を中心とした専門的かつ総合的な相談支援の促進</li> <li>・障害福祉サービス事業者、医療機関、教育機関、障害者相談員との関係機関との連携強化</li> <li>・障害福祉サービスを利用するすべての人へのサービス利用計画の作成支援</li> <li>・【新規】小矢部市、砺波市、南砺市の砺波圏域における基幹相談支援センターの設置</li> </ul>
<p>3) 障害のある子どもの子育て・教育支援の充実</p>	<p>①子育て支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽度・中度の障害のある子どもと健常児との集団保育の継続実施</li> <li>・保育所・こども園などにおける研修などの充実と関係機関との連携推進</li> <li>・保育所・こども園などと専門機関との連携と巡回相談の強化</li> <li>・富山型デイサービス事業所などと連携し、児童発達支援をはじめとした障害福祉サービスの充実支援</li> <li>・相談支援事業所にて、障害福祉サービスを利用している障害のある子ども全員のサービス利用計画の作成支援</li> <li>・保健・福祉・教育関係機関と県発達障害者支援センターとの連携強化</li> </ul>
	<p>②教育支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタディ・メイト配置など支援体制の充実</li> <li>・通常学級と特別支援学級の交流による相互理解の推進</li> <li>・「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用</li> <li>・放課後等デイサービスの充実への支援</li> <li>・相談支援事業所にて、放課後等デイサービス利用児童全員の個別サービス利用計画の作成支援</li> <li>・放課後児童クラブの障害のある子どもの受け入れ体制の強化</li> </ul>
<p>4) 雇用・就労の促進</p>	<p>①障害者雇用の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワークなどの関係機関、関係団体と連携し、障害のある人の雇用・就労についてのネットワーク化と雇用啓発活動の推進</li> <li>・国の助成制度や社会適応訓練事業などの障害者雇用に関する情報提供</li> <li>・砺波地域障害者自立支援協議会就労支援部会における障害者就労に関する啓発活動を始めた取り組みの実施</li> <li>・特別支援学校の卒業予定者の希望する雇用における連携協議</li> </ul>
	<p>②福祉的就労の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援や就労継続支援などの訓練等サービスの事業所などとの連携による就業や日常生活の両面の支援</li> <li>・福祉的就労から一般就労への移行支援</li> <li>・障害者優先調達推進法に基づき障害者就労施設などからの物品等の調達推進を図るため優先調達方針の作成</li> </ul>
	<p>③障害特性に応じた就労支援の充実【新規】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【新規】砺波障害者就業・生活支援センターや富山県発達障害者相談支援センター、難病相談・支援センター、厚生センターなどとの連携による障害特性に応じた就労支援の実施</li> <li>・【拡充】障害特性に応じた就労支援を実施するため、障害のある人の就労支援機関や医療機関などとの連携</li> <li>・【新規】障害者手帳の有無に問わず、さまざまなニーズに対応した就労支援体制の整備</li> </ul>

## 7 目標とする指標

### I ともに支え合う人や地域をつくる

	指標 (※は指標の説明)	基準値 (2017(平成29)年度)	目標値 2023年度
1) 障害と障害者に対する理解と交流の推進	交流活動等参加人数 ※障害者地域生活支援事業における自発的 活動支援事業への参加延人数	968人	980人
	社会福祉協議会でやっている福祉教育出前 講座の実施時間	17時間	20時間
	福祉ボランティアを行っている人数	2,663人	2,800人
	手話通訳者による意思疎通回数 ※障害者地域生活支援事業における手話通 訳者・要約筆記者派遣事業の延派遣回数	29回	35回
2) 社会参加活動の推進	社会参加活動等参加人数 ※障害者地域生活支援事業における社会参 加支援への参加延人数	305人	320人
3) 差別の解消、権利擁護の 推進及び虐待防止	日常生活自立支援事業利用者数 ※社会福祉協議会が実施する日常生活自立 支援事業を利用している人数	34人	40人
	成年後見制度利用支援事業利用者数(障害 のある人)	1人	2人

### II 安心して暮らせるまちをつくる

	指標 (※は指標の説明)	基準値 (2017(平成29)年度)	目標値 2023年度
1) 住みよい生活環境の整備	バリアフリー等助成件数 ※高齢者が住みよい住宅改善支援事業と在 宅重度障害者住宅改善費補助を利用した 件数	5件	12件
	移動支援延べ利用回数(障害のある人) ※障害のある人が移動支援事業を利用した 回数	144回	230回
2) 防災、防犯等の推進	避難支援等関係者への情報提供同意率 ※個人情報提供同意者数/避難行動要支援 者名簿登録者数	22.18%	30%

### III 自分らしく生活するしくみをつくる

	指標 (※は指標の説明)	基準値 (2017(平成29)年度)	目標値 2023年度
1) 健康づくりへの支援	特定健診受診率 ※市特定健康診査対象者に対する受診者の 割合(受診者/対象者)	53.2%	59.0%
2) 福祉サービスと相談支援 体制の整備	訪問系サービス利用者数 ※訪問系の福祉サービス(居宅介護、重度 訪問介護、同行援護、行動援護、重度障 害者包括支援)を利用した人数(年度末)	41人	48人
	施設・医療機関等からの地域生活移行者数 ※施設・医療機関等からの地域生活へ移行 した人数	27人	33人
	一般相談支援事業所相談件数 ※市内にある一般相談支援事業所での相談 延件数	3,877件	4,100件
3) 障害のある子どもの子育て・教育支援の充実	放課後等デイサービス事業所数 ※市内にある放課後等デイサービス事業所 の数	1箇所	2箇所
4) 雇用・就労の促進	福祉事業所等から一般就労への移行者数 ※福祉事業所等から一般就労へ移行した人 数	2人	7人
	就労継続支援A型利用者数	31人	43人
	就労継続支援B型利用者数	60人	73人